

令和9年度

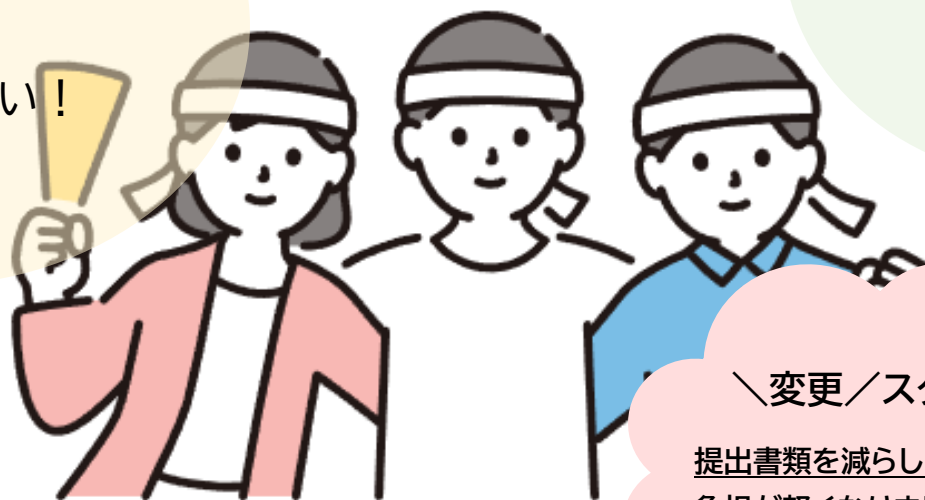
安城市市民活動補助金 補助対象事業 募集要項

申請期間 ▶ 令和8年9月1日(火)～10月30日(金)

(行政協働型事業 仮申請×切 令和8年9月30日(水))

地域課題を解決して
安城を
より良くしたい！

補助金を使って
市民活動の幅を
広げたい！



＼変更／スタート事業のみ

提出書類を減らし、審査手続きも減って
負担が軽くなりました！

ぜひチャレンジしてみませんか？

申請のポイントがわかる説明動画を公開中！▶

公開期間：令和8年8月26日(水)～10月30日(金)午後4時

初めて申請する団体は申請前に必ずご視聴ください！



申請書提出先

令和8年8月
安城市 市民生活部 市民協働課
☎ 0566-71-2218
FAX 0566-72-3741
✉ :kyodo@city.anjo.lg.jp

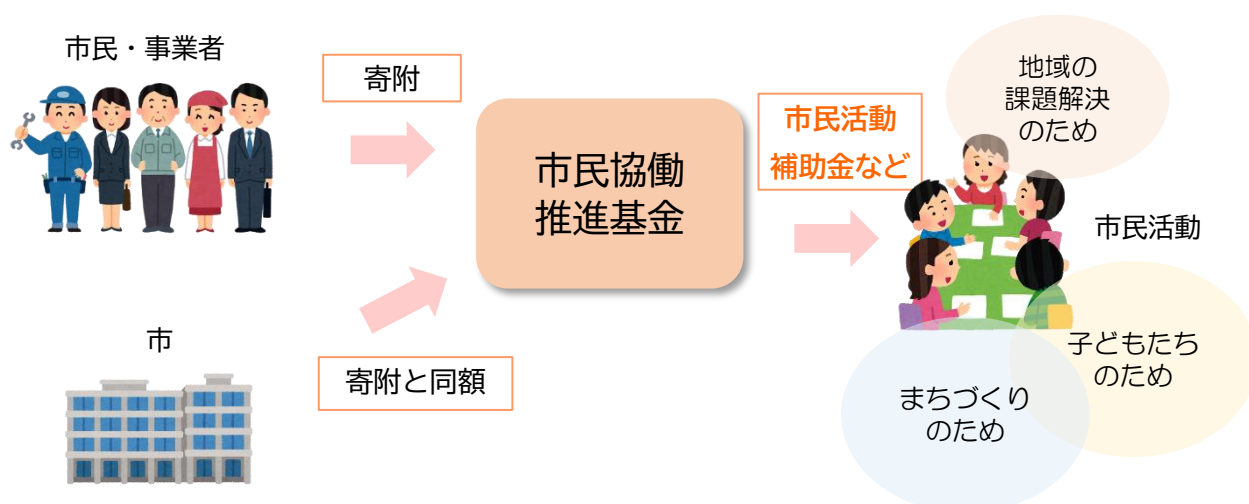
【目 次】

1	申請から報告までの流れ	P. 1
2	概要	P. 2
3	募集内容	P. 2～4
	(1) 補助対象団体	
	(2) 補助対象事業	
4	補助金の交付回数	P. 4～5
5	補助金の額	P. 5
6	補助対象経費	P. 5～6
7	無償労力提供額	P. 6
8	申請手順	P. 7～9
9	申請期間	P. 9
10	審査方法	P. 10～11
11	事業実施期間	P. 12
12	補助金の前払い	P. 12
13	実績報告と請求及び成果報告会	P. 12
14	市・市民活動センターの支援	P. 13～14
15	Q & A	P. 15～18
16	記入例	P. 19～23

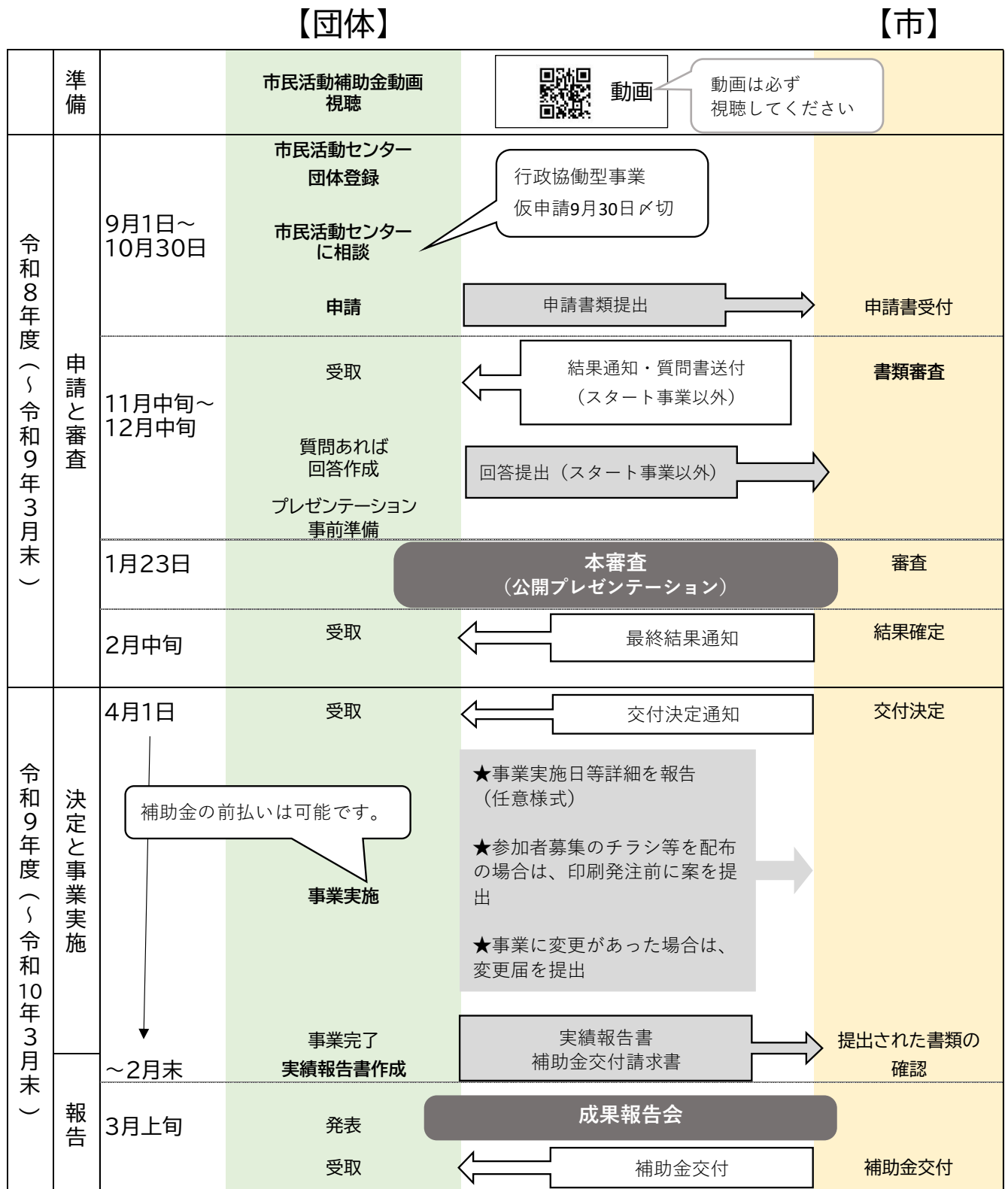
市民活動補助金の原資は
「**安城市市民協働推進基金**」です。

市民協働の推進のための総合的な施策を実施するために設置されています。皆様から寄せられた寄附金と、寄附と同額の市から積み立てられた資金を元に運用しています。

市民活動団体が行う、地域が抱える諸課題の解決につながる活動を資金面から支援し、市民活動団体の自立と発展及び市民協働の推進を図ることを目的とする「市民活動補助金」などの原資となっています。



1 申請から報告までの流れ



※【市民提案型スタート事業】については、11月中旬～12月中旬の結果通知及び1月公開プレゼンテーション並びに3月成果報告会での発表はありませんが、流れは同様です。

2 概要

安城市は、市民協働によるまちづくりの推進や地域が抱える諸課題の解決につながる、幅広い分野の市民活動を支援するため「市民活動補助金」対象事業を公募します。

たとえば…

① 地域課題

野良猫の繁殖による生活環境への被害や、TNR 活動※への理解不足

② 課題を解決するための活動(補助事業)

TNR 活動、譲渡会、チラシ・SNS による啓発、屋外用猫トイレの設置促進

③ 地域に生まれる変化

野良猫の増加が抑えられ、TNR 活動への理解や地域の協力が広がる

④ 目指す地域の姿

人と猫が安心して暮らせる、住みよい地域になる

などなど、団体が考える安城市の地域課題の解決につながる事業が対象です！

(※TNR活動・・・野良猫を捕獲して不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻す活動)



★参考・・・にじいろの猫による令和8年度市民活動補助金補助対象事業
「飼い主のいない猫の TNR と関わる人の環境改善事業」

3 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

現在未登録の団体も、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。登録には審査があり、完了までに1週間程度かかります。

登録要件・手続き・問い合わせ先は「14 市・市民活動センターの支援」(13 ページ)をご覧ください。現在未登録であっても、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。

(2) 補助対象事業

市民協働によるまちづくりの推進を図るために主体的に企画・実施する公益を有するもの（基本的には市内で実施）。テーマや活動分野の限定はありません。

対象事業	事業内容	補助率	補助金 上限額	上限 回数	難易度 (※1)
市民提案型 スタート事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して自ら実施する事業	3／4	5万円	3回	★
市民提案型事業		3／4	10万円	2回	★★
行政協働型事業	① 自由なテーマ (※2) ② 市が設定したテーマ (※3) 登録団体が①又は②で提案 して、 <u>市と協働して実施する</u> 事業	3／4	15万円	3回	★★★
協働提案型事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して、複数の団体（登録 団体、町内会、企業等）が協 働して実施する事業	3／4	22.5万円	2回	★★★★

事業内容が、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・ 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・ 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・ 調査又は研究のみを目的とするもの
- ・ 補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとする者又は受けたもの
- ・ その他市長が適当でないと認めるもの

※1 難易度

- ★：プレゼンテーションがなく、事務局による書類審査のみです。
- ★★：プレゼンテーションが必要です。
- ★★★：プレゼンテーション・行政や他の団体との協働が必要です。

※2 自由なテーマ（行政協働型）

市のさまざまな計画等の施策や取組に当てはまるテーマや、市民のニーズの高いテーマなど、市と協働することで、より社会課題、地域課題を解決できるテーマをご提案ください。

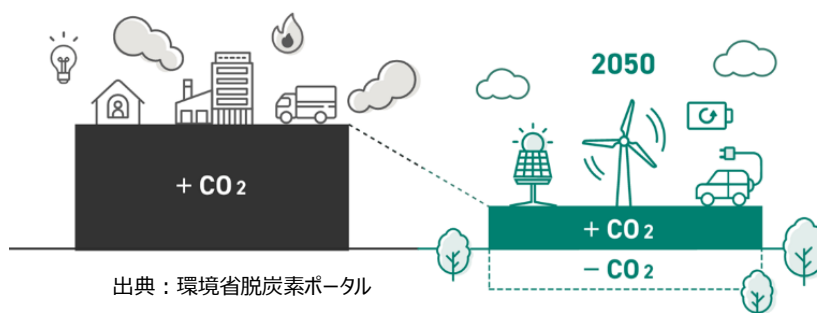
※3 市が設定したテーマ（行政協働型）

<令和9年度>

テーマ	地域の課題解決と共に進めるカーボンニュートラル推進事業
担当課	環境都市推進課
事業概要	2050 年カーボンニュートラルの実現のため、本市も地球温暖化対策を進めています。 カーボンニュートラルの推進にあたっては、市民・事業者・自治体が相互に連携し、地域資源を最大限活用しつつ、地域の課題の解決も図りながら取り組むことが必要と考えます。 そこで、本市の社会・経済の課題を同時解決するとともに温室効果ガス削減等の環境保全効果が見込める事業を行う団体を支援します。
団体への期待	主体的に活動し、地域の課題解決を図りながらカーボンニュートラルを推進する事業の実施

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガス排出量をできるだけ削減し、削減できなかった温室効果ガスを吸収または除去することで実質ゼロにすることです。



4 補助金の交付回数

（１）同一の登録団体が申請できる補助対象事業は、１年度につき１事業までです。

※協働提案型事業を申請する場合、申請する代表登録団体以外の構成団体が別に事業の申請をすることはできません。

(2) 過去に申請した同一の登録団体により実施される事業の上限回数は、各事業それぞれ3ページの表のとおりです。

どの補助対象事業から申請しても構いませんが、同じテーマで複数年申請する場合は、難易度が下がらないような申請が必要です。

例) ○1～3年目★、4・5年目★★

○1年目★★、2・3年目★★★

×1年目★★★★、2年目★

※過去に市民提案型事業で補助金交付を受けたことがある場合、補助金交付を受けたときと別のテーマによる事業であれば、市民提案型スタート事業を申請することができます。行政協働型及び協働提案型事業への申請については、テーマは問いません。

※行政協働型事業は、過去に行政提示型事業で補助金交付を受けたことがある場合、それを含めて3回までとなります。

5 補助金の額

A:補助対象経費の額 = (補助対象経費の合計額) - (補助対象事業による収入の額)

B:無償労力提供額 = (ボランティアスタッフ延べ提供時間) × 500 円 / 時間

補助率



補助金額 = (A + B) × 3 / 4

※算定した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てます。

※事業により上限額が異なります。(3 ページ参照)

6 補助対象経費

(1) 区分及び種類

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※備品代等団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としません。

※委託料は対象外です。

補助対象経費の具体例は、16 ページ
「Q9～Q14」をご覧ください。



(2) よくある質問 (14 ページからのQ & Aより抜粋)

Q1 事業内で食べるお菓子・飲み物は対象になりますか。

⇒食べること・調理を目的とした事業で使用する食材費は対象ですが、親睦のための食糧費は対象になりません。

〔 例：子ども食堂の食材費・・・○
居場所づくりのためのお菓子・・・× 〕



Q2 消耗品や食料等を団体構成員から購入することは可能ですか。

⇒原則、補助対象経費となりません。

Q3 他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。

⇒主体的に実施する事業が経費対象となるため、他組織主催の事業に関する経費は補助対象とはなりません。

Q4 交付決定前の納品・支出は補助対象になりますか。品・支出（領収書・レシート）が補助対象です。

〔 例：3月31日納品、4月1日支出・・・×
4月1日納品、3月31日支出・・・×
4月1日納品、4月1日支出・・・○ 〕

7 無償労力提供額

ボランティアスタッフの延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じた金額。
ただし、補助対象経費の3分の1以内とします。

- ・スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはありません。
- ・事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。
- ・労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- ・実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが確認した従事確認書を提出してください。

8 申請手順

(1) 動画視聴

申請する団体は、動画「安城市市民活動補助金について（R9年度 1次募集 ver.）」の視聴が必須です。

動画「安城市市民活動補助金について（R9年度 1次募集 ver.）」
（YouTube にて期間限定公開）

視聴可能期間：令和8年8月26日（水）～10月30日（金）午後4時

視 聴 方 法：以下の二次元コードまたは URL からご視聴ください。

【URL】<https://youtu.be/l1EKl26-K0M>

※動画視聴が可能なデバイスを持っていない等、やむを得ない理由で動画を視聴できない場合は、市民協働課または市民活動センターまでご相談ください。

過去の補助金活用事例や、補助金の対象にならないもの等について説明しています。

初めての団体以外も、ぜひご覧ください！



▲動画「安城市市民活動補助金
について(R9年度 1次募集 ver.)」

(2) 相談

初めて申請する団体は、申請前に市民活動センターにご相談ください。

初めての団体以外でも、書類の書き方に迷う場合は
市民活動センターでアドバイスを受けることができます。



(3) 申請書等の提出

提出書類	市民提案型 スタート事業	それ以外	提出の 形式
① 安城市市民活動補助金交付申請（様式第1）	○	○	原本が 必要
② 実施計画書（様式第2） ※行政協働型事業の場合は、打合せで決定した担当課と 役割分担等を記入	○	○	データ可
③ 審査項目ごとの事業説明（実施計画書添付書類）	窓口で 聞き取りを 行います	○	
④ 収支予算書（様式第3）	○	○	
⑤ 安城市民活動センター登録団体証の写し	○	○	
⑥ 安城市市民活動補助金交付申請前チェック シート	○	○	
⑦ 団体概要や普段の活動内容が分かるもの	○	○	
⑧ 市民活動センターから交付された相談シー ト（写し）※初めての申請の場合	○	○	

様式は、市公式ウェブサイト・市民協働課・市民交流センターにて配布しています。

（提出先）安城市役所 市民協働課（本庁舎3階 窓口 No. 34）

午前9時～午後4時（土日祝日を除く）

市公式ウェブサイト▶



行政協働型事業を申請する場合のみ

仮申請として以下の書類を9/30(水)までに提出してください。

提出書類	市が設定した テーマ	団体が提案する テーマ
① 安城市市民活動補助金 交付申請書（様式第1）	○	○
② 実施計画書（様式第2） ※協働を希望する課やその課に何を実施 して欲しいか等を記入	○	○
④ 収支予算書（様式第3）		○
⑥ 安城市市民活動補助金交付申請 前チェックシート	○	○
⑦ 団体概要や普段の活動内容が分 かるもの	○	○
⑧ 市民活動センターから交付され た相談シート（写し） ※初めての申請の場合	○	○

協働が可能であるかどうか、市民協働課が担当課に確認し、後日ご連絡します。

可能である場合：担当課と市民協働課と3者で打合せをします。

10月末までに①～⑧すべての申請書類をご提出ください。

困難である場合：協働提案型事業等として申請するかどうかをご検討ください。

9 申請期間

令和8年9月1日（火）～10月30日（金）【厳守】

行政協働型事業を申請する場合 ▶ 仮申請×切：令和8年9月30日（水）

提出時に職員が申請書等を確認し、事業内容等の聞き取りをさせていただきます。
期間・時間に余裕を持ってお越しくください。

団体が考える地域課題に対し事業を実施することで見込まれる効果や
事業の規模・流れなど、詳細な内容について聞き取りをします。



10 審査方法

市民提案型スタート事業

審査基準、採択基準は以下のとおりです。

(1) 書類審査

審査基準：以下の項目について提出された書類により審査します。

書類により確認できない内容については聞き取りを行う場合があります。

審査項目	審査基準
① <u>公共性・公益性</u> ★	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、 趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
② 主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、 事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、 実施に当たってのPR方法はどうか、など。

採択基準：

- ・①～④すべての審査項目において一定以上の事業を採択候補とします。
- ・★公共性・公益性を重視しています。
- ・採択候補となった事業について、総得点の高い順に順位を付け、予算の範囲内で上位の事業から選定します。

提出された申請書類をもとに、事務局による書類審査を行います。

※内容により書類で不採択となる場合があります。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
補助対象団体の適否	市民活動センター登録団体であるか
補助対象事業の適否	補助対象事業の要件を満たしているか

スタート事業は、提出書類をもとに事務局が審査します。
公開プレゼンテーションや審査委員との質疑応答はありませんので、
初めてでも申請しやすくなっています！



市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

審査基準：以下の項目について審査員が評価、審査します。

審査項目	審査基準
① 公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、 趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
② 主体性・積極性 ★	自主的に企画・運営・実施するものであるか、 積極的に協働する姿勢があるか、など。
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、 事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④ 発展性・独創性 ★	今後の活動につながる取組みはあるか、 創意工夫がみられるか、など。
⑤ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、 実施に当たってのPR方法はどうか、など。

★の項目を重視しています。

採択基準：

- ・審査員により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。
同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ・審査員の評価が一定以上に至らない場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

(1) 書類審査

提出された申請書類をもとに、事務局による書類審査を行います。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
補助対象団体の適否	市民活動センター登録団体であるか
補助対象事業の適否	補助対象事業の要件を満たしているか

※内容により、再提出をお願いする場合があります。

(2) 本審査（公開プレゼンテーション）

審査基準に基づき、市民協働推進会議委員（審査員）による審査を行います。

採択は市民提案型・行政協働型・協働提案型事業を合わせて順位をつけて選定します。

日時：令和9年1月23日（土）（時間未定）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

事前準備：発表動画又は発表資料を作成し、提出してください。

発表方法：プロジェクター等を使用し、5分程度で発表していただきます。

プロジェクターやパソコンは事務局で用意します。

資料を配布したい場合は、審査員用25部、参加者用30部をご用意いただきます。

※申請団体が本審査に参加できない場合、事業の提案がなかったものとなります。

動画等の作り方は、市民活動センターに相談できるよ！



1 1 事業実施期間

令和9年4月1日（木）～令和10年2月末日

1 2 補助金の前払い

事業実施のために、市長が特に必要と認める場合は、補助金交付決定後に、補助金の全部または一部を前渡しすることができます。

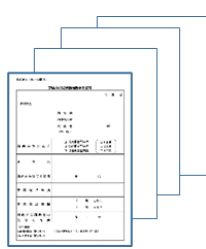
<提出書類>

- ① 前払請求書（様式第4）
- ② 請求に係る内訳書、見積書等

1 3 実績報告と請求及び成果報告会

（1）実績報告

事業完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

書 類	提出の形式等
① 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）	原本が必要
② 収支決算書（様式第7）	データ可
③ 収入及び支出の内訳が分かる領収書等	データ可② 作成の際に用いた集計表（あれば）
④ 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類（様式第8-1又は8-2）	データ可 
⑤ 事業の記録及び成果物の写真（※1）	
⑥ 事業実施のために製作した広報啓発物（※2）	
⑦ 安城市市民活動補助金請求書	

※1 参加人数が分かる資料、アンケート結果、参加者の声、当日の写真、製作物の写真など

※2 チラシ、パンフレット、ポスターなど

（2）成果報告会

市民提案型スタート事業

成果報告会での報告はありません。

市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

成果報告会での報告

日時：令和10年3月上旬の土曜日（詳細は未定）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

内容：プロジェクター等を使用し、5分程度で事業報告（「具体的な成果」「課題・改善点」「今後の展望」など）をしていただきます。

他の団体の活動を知り、
交流できるチャンスです！
ぜひご参加ください。



14 市・市民活動センターの支援

市民協働課

- ・事業PR（市公式ウェブサイトへの掲載、チラシの設置、市職員への周知等）
 - ・公民館へのチラシの設置依頼（チラシには「令和9年度安城市市民活動補助金交付対象事業」と記載してください。イラストの著作権にも注意しましょう。）
- ※その他の公共施設にも設置依頼したい場合は、市または市教育委員会の後援承認を受けてください。
- ・関係課との調整（行政協働型事業の場合）
 - ・ふれあい補償制度（活動中のケガ等を補償。最低限の補償のため、団体ごとに別途保険に加入することをご検討ください。）

市民活動センター（安城市民交流センター内） 電話：0566-71-0601

センター登録・申請相談について

補助金の申請には、安城市民活動センターへの団体登録（※条件があります）が必要です。登録には1週間程度要するため、未登録の団体は早めに手続きをしてください。

- ※
- ① 構成員が3人以上で、うち少なくとも1人が市内在住
 - ② 活動の拠点が市内であること
 - ③ 活動が公益的であることが規約等に定められていること など

また、申請書の作成や事業計画、発表資料・動画の作成について相談できます。

補助金交付団体に限らず、センター登録団体に対する支援

- ・打ち合わせのための部屋（活動室・和室等）利用（無料）
- ・機材（印刷機、紙折り機、丁合機、裁断機、製本機等）の使用（無料）
- ・A2、A1サイズのポスター印刷（有料）
- ・各種民間助成金・補助金の申請相談
- ・団体活動、団体運営等の相談
- ・活動者、他団体、他組織とのマッチング支援
- ・事業PR（交流センターInstagramへの掲載、チラシの設置等）

市民活動センター利用について

ANJO CIVIC ACTIVITY CENTER

安城市民活動センター

市民活動のサポート拠点「安城市民活動センター」は、「わくわくセンター」という愛称で呼ばれています。市民の方が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを作る場としてみなさまにご利用いただいています。



活動のサポート

- ★打合せや講座が可能なスペースがあります。
- ★チラシや会報の作成ができる印刷機などの便利な機器が揃っています。
- ★市民活動のための資料作成などに利用できるパソコンコーナーがあります。

情報の収集・発信

- ★団体のホームページとして、「安城市民活動情報サイト」(※1)に、団体紹介や活動情報の発信ができます。
- ★団体の活動内容やイベント開催の情報をセンター公式SNSで発信できます。
- ★定期刊行物や、活動に関する書籍等が閲覧できます。

活動の相談

- ★ボランティアをしたい人と、ボランティアを募集したい団体のマッチングを行います。
- ★補助金・助成金に関するアドバイス
- ★活動に関する相談などを受けます。

事務所機能

- ★事務用品や備品を管理するロッカーが利用できます。



○団体登録をすると市民活動センターの施設を無料で利用できます。

○市民活動を目的とした利用の際は交流センターの有料施設を減価価格で利用できます。(※2)



第1和室・第2和室



活動室



作業室

(※1) こちらから確認できます。



(※2) 市民活動ではない目的で利用する際は、一般料金でご利用ください。

- 既に公益的な市民活動を行っているまたは、これから市民活動をしてみたい!
- 多くの人にボランティアに来てほしい!
- 自分たちの活動を広くPRしたい!
- 他の活動団体と協力してイベントを行いたい!

安城市民活動センターに団体登録してみませんか?



■安城市民活動センター 団体登録要件

①～④のすべての要件を満たす必要があります

- ①公益を目的とする旨が規約、会則等に定められていること
- ②活動の拠点が市内にあること
- ③3人以上の団体で、そのうち1人は安城市内に住所を有すること
- ④宗教、政治、営利を目的とする団体ではないこと

手続き区分	提出書類
初めて登録するとき	・団体登録申請書(必要事項を記入) ・団体規約、会則 ・団体構成員名簿 ・活動状況のわかる書類
年度更新をするとき	・前年度の活動実績報告書【更新書類様式1】 ・団体登録更新・変更届【更新書類様式2】 ・団体構成員名簿 ※様式自由 ・団体規約、会則(変更がある場合のみ)

これからやろうとする内容でもOKです!

■お問い合わせ先

安城市民活動センター

〒446-0065

安城市大東町11-3 安城市民交流センター内

TEL: (0566) 71-0601

FAX: (0566) 71-0668

E-mail: info@wakuwakucenter.jp

URL: http://wakuwakucenter.jp/

休館日: 毎週月曜日(祝日を除く)

年末年始(12月29日～1月3日)



15 Q&A

提案する団体について	
Q1	団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。
A1	申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。

提案内容について	
Q2	昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。
A2	同じ企画でも市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業は2回まで申請可能です。ただし、前年度の課題・改善点を反映した内容としてください。
Q3	スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。
A3	特定の人々(対価を払った者、組織の仲間)を対象に、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。 ただし、事業内容により対象となる場合もあります。
Q4	調査は対象となりますか。
A4	調査又は研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。 ただし、調査したことを成果報告会以外場で発表したり、その調査が課題解決のための活動に繋がる事業は、対象となる場合があります。

申請について	
Q5	申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。
A5	実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。
Q6	市民提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、市民提案型スタート事業に申請できますか。
A6	市民提案型事業で補助金交付を受けたときと違うテーマであれば、スタート事業を3回申請することができます。スタート事業の3回は、同じテーマでも申請できます。
Q7	協働提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、行政協働型事業で申請できますか。
A7	申請できます。 市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業はそれぞれ2回まで申請ができますので、全ての事業を合わせると10回まで申請ができます。

補助金額について	
Q8	2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。 または、1団体ずつ申請をして同じ事業を一緒に実施してもよいですか。
A8	1事業に対する補助のため、複数の団体が協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

補助対象経費について	
Q9	事業内で食べるお菓子・飲み物は対象になりますか。
A9	食すること・調理を目的とした事業で使用する食材費は対象ですが、親睦のための食糧費は対象になりません。
Q10	消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。
A10	原則、補助対象経費となりません。
Q11	協働している団体に、謝礼やチラシ印刷代等を支払うことは可能ですか。
A11	支払うことはできません。 支払う場合は、協働団体から除外してください。
Q12	他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。
A12	主体的に実施する事業が経費対象となるため、他組織主催の事業に関する経費は補助対象とはなりません。
Q13	交付決定前の納品・支出は補助対象になりますか。
A13	対象にはなりません。交付決定日(4月1日)以降の納品・支出(領収書・レシート)が補助対象です。
Q14	私用車のガソリン代(燃料費)は補助対象になりますか。
A14	領収書だけでは不可ですが、事業に関わる走行距離・日程が分かる「私用車使用表(計画・実績)」等を提出した場合に限り、 30 円/km を旅費として計上できます。(自宅⇄会場の往復などは対象外)

補助金の交付について	
Q15	採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。
A15	報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額場合があります。
Q16	事業完了後、申請時より対象経費が増えてしまいましたが、補助金額の増額はありますか。
A16	対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありません。
Q17	補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。
A17	速やかに変更申請を行ってください。 万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返還していただきます。 ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。
Q18	参加者からの負担金等の事業収入があってもよいですか。 事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。
A18	事業収入があっても構いません。ただし、補助金交付後に剰余金が出た場合は返還していただきます。なお収入分は、補助金から差し引くことになります。
Q19	補助金の前払いは、いつでも受け取ることができますか。
A19	可能です。ただし、必ず支出が見込まれる金額で請求してください。また、無償労力提供額は前払いできません。 収支予算書で積算した補助対象経費合計の 4 分の 3 又は交付決定額のどちらか低い額が、前払金の上限額となります。

審査方法について	
Q20	申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、公開プレゼンテーションは無くなり、自動的に採択になりますか。
A20	市民提案型スタート事業以外の事業は、予算の範囲内でも公開プレゼンテーションは必須であり、審査の結果、審査員の平均点が15点未満の場合、不採択となります。

無償労力提供額について	
Q21	無償労力提供額はどのように見積もればいいですか。
A21	事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。

実績報告について	
Q22	全ての支出に対して領収書は必要ですか。
A22	必要です。何を購入した領収書なのかが分かるようにしてください。レシートでも構いません。なお、領収書等の日付は、交付決定日以降のものに限ります。
Q23	対象経費だけで上限金額を超える場合、無償労力提供の書類は必要ですか。
A23	必要ありません。補助金に加算する場合のみご提出ください。

【申請団体について】

Q24 どのような団体が申請していますか。

A24 令和8年度は以下のとおりです。

申請事業	団体名	事業名	申請額 (円)
市民提案型 スタート事 業	形象派美術協会ボランティア部	感性トレーニングによるスケッチ・デッサン 体験講座（創造力をアップしよう！）VOL.2	50,000
	リアンの丘	自死遺族わかち合いの会	50,000
	安城音楽協会	安城音楽協会 第22回 音楽セミナー（音楽 活動への参加促進啓発事業）	50,000
	アンジョウミュージックアワー	安城市町内対抗歌合戦～みんなとつながる安 城市民～	50,000
	くろしょうかい 黎ねご紹会	まちなごサポート事業	50,000
	NPO法人ほのぼのふぁみりー	ホームスタート事業学習会 一緒に子育て を！新しい支援「ホームスタート」の輪	50,000
	にじいろの猫	飼い主のいない猫のTNRと関わる人の環境改 善事業	50,000
	安城ふるさとガイドの会	歴史講演会・啓発誌発行	50,000
	わくわく隊	安城更生病院小児科病棟にわくわく隊が来る よ！	50,000
	しっぽ	野良猫のTNR活動	50,000
	環境美化グループ スマイル大池	大池クリーン作戦及びアースデイ安城大池実 施事業	36,000
市民提案型 事業	ぐらびと	ぐらびと虹ゆるトーク会～当事者とともに語 る、多様性と共生の場づくり～	100,000
行政協働型 事業	特定非営利活動法人 link	野外活動アシスタント 養成キャンプ	150,000
協働提案型 事業	安城カルチェラタン	みんなで創る 映画製作	225,000
	一般社団法人 安城市交響楽団	ジュニアオーケストラ 第2回定期演奏会	225,000

地域課題の解決のために
市民活動補助金をご利用ください。
ご応募をお待ちしています♪



16 記入例

様式第1（第7条関係）

記入例

安城市市民活動補助金交付申請書

令和8年10月〇日	
安城市長	代表者の手書きではない場合、押印が必要です
所在地	安城市桜町18番23号
団体の名称	〇〇〇の会
代表者 (役職)	会長 安城 太郎 (※)
(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。	
補助事業の区分	市民提案型スタート事業 (1回目) 2回目・3回目) 市民提案型事業 (1回目・2回目) 行政協働型事業 (1回目・2回目・3回目) 協働提案型事業 (1回目・2回目)
事業名	〇〇〇〇〇
補助金交付申請額	金 50,000 円
事業実施	事業実施期間は 4月1日から2月末日までの間 で設定してください
事業実施期間	〇月〇〇日から 令和△年 〇月〇〇日まで
類似する他の 助成の有無	有 ・ 無 (無が選択されている)
(添付書類) ☐ 実施計画書 (様式第2) ☐ 安城市民活動センター ☐ 収支予算書 (様式第3)	

「有」の場合補助金を受けられません

様式第2（第7条関係）

実施計画書

1 申請団体の概要

団 体 名	〇〇〇の会		
代 表 者 氏 名	安城 太郎		
団 体 連 絡 先 (申請担当者)	氏 名	安城 花子	
	住 所	〒446-8501 安城市桜町18番23号	
	連絡先	Tel : 0566-71-2218	
		Fax: 0566-72-3741	
	e-mail: kyodo@city.anjo.lg.jp		
設 立 年 月 日	平成〇年 〇月〇〇日	構成員数	15人
団 体 の 活動の目的・目標	本会は男女共同参画を推進するために設立された。 広く男女共同参画を啓発し、誰もが自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方ができる社会の実現を目指す。		
「団体として」の 目的・活動を記載	男女共同参画を広く知ってもらうために、啓発活動を行う。 ・イベント開催(年1回) ・セミナー(年2回)		
団 体 の 活 動 の 内 容 ・ 活 動 実 績	直近の実績 ・〇〇イベント R7.4.〇 参加人数 62 名 ・〇〇オンラインセミナー R7.6.〇 参加人数 78 名 ・〇〇オンラインセミナー R8.1.〇 参加人数 75 名		

2 申請事業概要

事 業 名	〇〇〇〇〇	
協働する団体 ※行政協働型事業・ 協働提案型事業の 場合に記入	団体名・代表者名	役 割 分 担

※行政協働型事業の場合は、団体名・代表者名の欄に協働する部署（課）名を記入してください。

申請事業の目的	<事業対象者> 老若男女問わず、主に安城市民を対象とする。 <解決したい地域課題> 性別による差別や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)があること。LGBTなどの性的少数者の方への理解が十分でないこと。 <課題の解決策> 性別による差別やアンコンシャスバイアスの認知を広めること、性的少数者の方に対する理解を深めることを目的としたイベントの開催、啓発誌の作成・配布。			
申請事業の内容・特徴	<イベント等の開催の場合> 【日時】R9.11.〇(土)13時～16時 【場所】アンフォーレ 【内容】LGBT当事者や大学教授など複数の講師を招き、パネルディスカッションや質疑応答の時間を設け、参加者の理解をより深めてもらう。 【参加費】<u>有料</u>・無料 その理由：講師謝礼等の開催経費の一部に充てるため。 【参加者数】100名 【啓発チラシ】<u>有</u>(350部)・無 【その他の特徴等】アンフォーレの〇〇イベント期間に合わせて実施することで、より多くの参加者を見込める。 <啓発誌等の発行の場合> 【内容】LGBTの説明やどのような差別があるか具体的な事例などを載せ、小学生でも分かる内容のものにする。 【配布部数】1,000部 【配布先】イベント参加者(200部)、町内会・公民館(800部) 【配布方法】<u>持込</u>・<u>郵送</u>・その他() 【その他の特徴等】LGBT当事者によりより具体的な事例を紹介できるという点が、市発行の啓発誌との違いであると考えている。			
事業計画	時期	内 容	場 所	
実績報告書作成 まで計画に記載	～8月	イベント 内容検討・講師依頼		
		啓発誌 掲載内容検討		
	8～9月	イベント 内容決定・チラシ作成		
		啓発誌 内容決定・情報収集等		
	10月	イベント チラシ配布・参加者募集	アンフォーレ・交流センター・町内会等	
		啓発誌 原稿作成・印刷発注		
11月	イベント 開催	アンフォーレ		
	啓発誌 配布			
12月	実績報告書 作成			
事業の実施により期待される効果	複数の講師を招きいろいろな立場からの話を聞くこと、また、チラシや啓発誌を多くの人に配布することで、多くの方に、性別による差別や無意識の思い込みがあることの認知を広めることができ、また、LGBTなどの性的少数者の方への理解を深めることができる。 それにより、人権を尊重し、多様性を認め合え、誰でも豊かな生活が送れる男女共同参画社会の実現に近づけられる。			

審査項目ごとの事業説明
(市民提案型・行政協働型・協働提案型)

記入例

市民提案型スタート事業以外の
申請の場合

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

課題の根拠や具体的な数値(この事業を行うことで、こういった●人の方を■人に減らしたい など)をできる限り記入

審査項目	審査基準	事業説明
公共性 公益性	・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど	全ての方が対象であり、人権の尊重、多様な価値観を尊重し合う男女共同参画社会の実現に向けた、地域、社会に貢献できる事業である。 具体的には、第5次安城市男女共同参画プランの成果指標である「家庭生活において男女平等と考える市民の割合」(市民アンケート調査 R4 27.3%)を増加させることに貢献したいと考える。
主体性 積極性	・自主的に企画・運営・実施するものであるか ・積極的に協働する姿勢があるかなど	イベントは当団体が主に企画・運営し、実施は学生ボランティアと協働で行う。啓発誌は主に◇◇◇会が作成し、配布等は町内会と協働で行う。 チラシや啓発誌の配布は、町内会の協力のほか、自分たちで公民館に持込んで啓発していく。
実現性 計画性	・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど	4月から週に1回打合わせをし、8月末頃には内容等を決定し、11月にイベント開催・啓発誌発行する。時間的には十分な計画であり、昨年実施した際のノウハウの蓄積もある。
独創性 発展性	・創意工夫がみられるか ・今後の活動につながる取り組みはあるかなど	複数の講師を招いてディスカッションしてもらうこと、イベント開催と併せて啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めてもらうことができる。また、イベント後にアンケートを実施することにより、男女共同参画の意識の変化を確認し、今後の活動に活かしていく。 昨年度実施した際には、チラシでの周知だけでは参加者が思うように集まらなかった。今回はSNSでの周知も行い、若者も参加しやすいようにオンラインでの参加申し込みもできるようにする。また啓発紙は企業の広告を掲載するなどして、協賛を募り、安価または無料で配布できるようにする。
啓発性 PR性	・実施に当たってのPR方法はどうか など	チラシや啓発誌の配布は、自分たちで、多くの町内会や公民館に持込んで啓発し、加えて、SNSも活用してPRしていく。 X(旧 Twitter): 〇〇〇の会(@anjo_〇〇〇) Instagram: ◇◇◇の会(◇◇◇_anjo) ウェブサイト: https://www.〇〇〇.jp/index.html

過年度に補助金を活用して事業実施した場合(2回目以降)は記入

団体の SNS アカウントやウェブページがある場合は、アカウント名や URL を記載

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

【収入】

項 目	金 額	内訳・備考
安城市市民活動補助金 ①	225,000 円	=⑮
事業による収入		
参加者負担金	10,000 円	参加者100人×100円
寄附金・協賛金	15,000 円	クラウドファンディング
計 ②	25,000 円	
その他の収入 ③	58,250 円	会費（団体運営費）
合 計 ④	308,250 円	=①+②+③（=⑦支出の合計）

エクセルに入力する場合は数式が入っているため自動計算される

【支出】

項 目	金 額	内訳・備考
補助対象経費		
報償費	90,000 円	外部講師謝礼(30,000円×3名)
旅費	37,000 円	講師交通費(新大阪-三河安城往復×2名分等)
需用費	110,000 円	啓発誌印刷代(100円×1,000冊×税)
	5,000 円	消耗品(コピー用紙)
	19,250 円	チラシ印刷代(50円×350枚×税)
役務費	9,000 円	チラシ・啓発誌郵送料(180円×50か所)
	1,000 円	ボランティア保険加入
使用料及び賃借料		
その他の経費		
計 ⑤	271,250 円	
補助対象外経費		
報償費	5,000 円	講師謝礼(団体会員)※2
需用費	2,000 円	打合せ時の飲食代※2
使用料及び賃借料	30,000 円	アンフォーレ ホール等使用料※1
計 ⑥	37,000 円	
合 計 ⑦	308,250 円	=⑤+⑥(=④収入の合計)

積算の内訳をできる限り詳しく記載

基本的に記載しない

交付決定日(4/1)より前の領収日や納品日の経費は対象外

※対象外経費について、実施期間外の領収書であるため対象外のを※1、補助対象経費とならないものを※2と表記。

【無償労力提供】

項 目	労力提供時間	内訳・備考
啓発誌作成	60 時間 分	3時間×4人×5日
△月△日当日運営	50 時間 分	5時間×10人
	時間 分	
延べ労力提供時間 ⑧	110 時間	※60分未満切り捨て
延べ無償労力提供額 ⑨	55,000 円	=⑧×500円
無償労力提供額 上限額 ⑩	82,083 円	(補助対象経費－事業収入)の1/3 =(⑤－②)×1/3(1円未満切り捨て)
⑨と⑩のどちらか低い額 ⑪	55,000 円	

【補助金額】

安城市市民活動補助金 上限額 ⑫	225,000 円	
補助対象経費＋無償労力提供額 ⑬	301,250 円	補助対象経費＋無償労力提供額－事業収入 =(⑤+⑪－②)
(補助対象経費＋無償労力提供額)の3/4 ⑭	225,000 円	=⑬×3/4(1,000円未満切り捨て)
⑫と⑭のどちらか低い額 ⑮	225,000 円	→①(収入 市民活動補助金)